

【告示の件名】

租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号八の規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件の一部を改正する件

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に規定する「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」の「軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。」に該当するため、同法の規定に基づく意見公募手続は実施しませんでした。